

奈良県告示第三百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良県外国人観光客交流館条例（平成二十七年三月奈良県条例第六十九号）別表に規定する施設に係る使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社アベストコーポレーション
所在地 神戸市中央区波止場町六番一号

三 委託事務の取扱期間

平成二十八年十一月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで